国際知財司法シンポジウム2019 「特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈」の 国際比較

結果概要(1日目)

知的財産高等裁判所判事 関根 澄子

第1 はじめに

「国際知財司法シンポジウム(JSIP)2019」の1日目は、主に知的財産高等裁判所が担当し、日本のほか、インド、オーストラリア、韓国、中国の5か国の裁判官と弁護士による、特許権侵害訴訟の共通事例を用いた模擬裁判及び総括パネルディスカッションを行った。

今回は、特許権侵害訴訟における重要論点の1つであるクレーム解釈をテーマとし、具体的事例に即して、各国におけるクレームを解釈する際の手法の比較を試みた。各国の模擬裁判の結果は次のとおりであり、5か国中、クレームを充足すると判断した国が3、充足しないと判断した国が2と分かれ、クレーム解釈の基準やあてはめの違いが浮き彫りになった。

The Outcome of the Mock Trials 模擬裁判の結果

		# • #	* ;	* * *	6
Element/Conclusion 構成要件/結論	Japan 日本	Korea 韓国	China 中国	Australia オーストラリア	India インド
"Car navigation system" 「カーナビゲーションシステム」	V	V	V	V	V
"First memory means" 「第1記憶手段」	V	V	~	V	~
"Second memory means" 「第2記憶手段」	V	X	V	X	~
Literal infringement 文言侵害	Infringement 侵害	No infringement 非侵害	Infringement 侵害	No infringement 非侵害	Infringement 侵害
Doctrine of equivalents 均等侵害		No DOE 均等侵害 なし		N/A 均等論 なし	

✔ element satisfied 充足

✗ element unsatisfied 非充足

模擬裁判の共通事例や、各国の模擬裁判で使用したスライド及び判決書は、知財高裁ウェブサイト(http://www.ip.courts.go.jp/)で公開している。また、当日の模擬裁判及びパネルディスカッションの様子は、以下において視聴することが可能である。

(https://www.youtube.com/channel/UC8e LoV04a5G254ry87EaoQ?view as=subscriber)

本稿は、共通事例の概要を説明した上、各国の模擬裁判の結果を紹介し、総括パネルディスカッションの結果も踏まえて、各国におけるクレーム解釈の基準とあてはめ等について検討を加えるものである。

本稿の作成に当たっては、知的財産高等裁判所の眞鍋美穂子裁判官、山門優裁判官、國分隆文裁判官、熊谷大輔裁判官、菅洋輝裁判官(当時。現最高裁判所事務総局情報政策課付兼民事局付)に、それぞれご協力いただいた。なお、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

第2 模擬裁判の共通事例(要旨)

1 事案の概要

P社は、2002年9月25日、カーナビゲーションシステムの制御方法に関する発明(本件発明)について、特許出願をし、2008年9月25日、設定の登録を受けた(本件特許権、本件特許)。

D社は、2013年9月25日より、業として、ユーザーに対し、専用携帯端末(被告端末)を貸与した上で、カーナビゲーションサービス(被告サービス)を提供している。

被告サービスの提供は、D社の管理・運営するサーバー(被告サーバー)と、ユーザーにおいて保持する被告端末とからなるカーナビゲーションシステムを制御する方法(被告方法)により行われる。D社は、被告方法の使用にのみ用いるサーバー用プログラム(被告サーバー用プログラム)を作成し、そのマスター CDを作成の上、被告サーバーに同プログラムをインストールしている。

ユーザーが被告サービスを利用するためには、利用料をD社に支払って、被告端末を用いて被告サーバーと通信する必要がある。

P社は、特許権侵害訴訟を提起し、被告方法は本件特許権を侵害していると主張して、D社に対し、①被告方法の使用及び被告端末の生産、貸渡し及び貸渡しの申出の差止め、②被告サーバー用プログラムが記録された媒体及び被告端末の廃棄、③損害賠償金の支払を求めた。

2 本件発明

- (1) クレーム
- A 地図を表示画面に表示するカーナビゲーションシステムの制御方法であって、
- B 複数のサービス施設を示す表示データ及び各サービス施設の存在地点を示す座標データからなる施設データを予め記憶した第1記憶手段から前記表示データを読み出して前記複数のサービス施設を前記表示画面に表示させるステップと、
- C 前記表示画面に表示された複数のサービス施設のうちの1のサービス施設を操作に応じて指 定するステップと、
- D 指定された1のサービス施設に対応する座標データを前記第1記憶手段から読み出すステップと、
- E 読み出された座標データをユーザー登録データとして第2記憶手段に記憶させるステップと、